

入札のお知らせ

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和8年1月23日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する事項は、次のとおりである。

番号	件名	履行場所	履行期間	入札参加要件
委託第 19号	メーター関連業務 委託	市内一円	令和8年4月 1日から 令和9年3月 31日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 なお、本業務について2社又は3社で結成された共同企業体（各構成員が①および②の要件を満たすこと）の参加も可とする。 ①秋田市総務部契約課から管工事A級又はB級に等級格付されていること。 ②秋田市上下水道局の指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。 (基本的要件については別に記載)

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 令和8年2月10日（火）午前10時55分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 4階大会議室

(3) 入札保証金 秋田市財務規則第109条第1項第2号の規定により免除

(4) 契約の保証 契約金額の100分の10以上
ただし、管理者が特に必要がないと認める場合は免除

(5) 契約予定日 令和8年2月16日（月）

(6) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をし

た者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

(1) 租税に滞納がないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）による営業停止期間中でないこと。

(4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

(5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(7) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者であること。

4 共同企業体に関する事項

(1) 秋田市上下水道局が発注するメーター関連業務委託に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

(2) 共同企業体は、確実かつ円滑な履行を図るため、自主結成されるものとする。

(3) 共同企業体の存続期間は、契約を締結した共同企業体（以下「契約共同企業体」という。）を除き、当該契約が締結された日までとする。

(4) 契約共同企業体の存続期間は、契約に係る対象業務の完了後1月を経過した日までとする。ただし、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該期間満了後であっても当該委託契約書に基づいて、各構成

員は共同連帯してその責めを負うものとする。

5 共同企業体の構成員に関する事項

- (1) 共同企業体の構成員数は、2又は3社とする。
- (2) 共同企業体の構成員の組合せは、(3)の構成員の要件を満たす者による組合せとする。
- (3) 共同企業体の構成員は、秋田市総務部契約課から管工事A級又はB級に等級格付され、かつ、秋田市上下水道局の指定給水装置工事事業者の指定を受けている者とし、必要として定める要件を満たす者とする。
- (4) 各構成員の出資比率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
 - 一 共同企業体の構成員数が2社の場合 30パーセント以上
 - 二 共同企業体の構成員数が3社の場合 20パーセント以上
- (5) 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は構成員のうち最大の業務遂行能力を有するものとし、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

6 入札参加申込みにに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、令和8年2月3日（火）までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。
 - ア 単体事業者（1社）で参加する場合
 - (ア) 一般競争入札参加申込書（様式1）
 - イ 共同企業体（2又は3社）で参加する場合
 - (ア) 共同企業体入札参加申込書（様式2）
 - (イ) 共同企業体協定書（様式3）の写し
 - (ウ) 誓約書（様式4）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 令和8年1月23日（金）から同年2月3日（火）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
秋田市上下水道局ホームページ
<https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html>

7 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、令和8年1月23日（金）から同年2月9日（月）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

8 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、令和8年2月6日（金）に一般競争入札参加資格証を交付する。

9 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434